

しおかぜ

No.373 2026 3月号

- おじゃましました！会員訪問
Vol.062 片瀬上州屋さん.....2
令和8年度上期分口座振替のお知らせ.....3
医療百話「実は身近にある「心臓外科の病気」」.....3
藤沢税務署からのお知らせ
「防衛特別法人税が始まります」.....4~5
事業報告.....6~7
藤沢県税事務所からのお知らせ
「eLTAX(エルタックス)で地方税の手続きや
納付をインターネットで!!!」.....8~9
第145回税金よもやま話
「給料を上げない賃上げ」
—非課税枠拡大でできる人件費戦略」.....10
第64回「知って得する？」社労士の独り言
「令和8年 労働保険・社会保険関連の
法改正情報の概要」.....11

おじゃましました♪ 会員訪問

vol.062 龍口寺門前和菓子処「上州屋」さん



▲8代目が考案した江ノ電通りをモチーフにした「江ノコロ」



▲これまでのイメージを残しつつ、外観も看板も一新しました。



▲「片瀬まんじゅう」は、酒まんじゅうと茶まんじゅうの2種。

江戸時代から続く老舗和菓子店。こだわりは「自家製こしあん」

江ノ電通り、龍口寺横に構える、1828年創業の「上州屋」さん。江戸時代から続く老舗和菓子店ですが、2025年8月にリニューアルオープン。江の島エリアの新しい顔として生まれ変わりました。「店内は、江ノ電の車両カラーのグリーンとクリーム色を使い、ロゴやパッケージを刷新しました」。そう語るの、蔵前の和菓子店で3年間の修行を積んだのち、「上州屋」を継承した8代目店主の新倉功蔵さん。

愛され続けてきたこれまでの伝統的な和菓子を守る一方で、新感覚の和菓子や、地域にちなんだ商品、贈答用や観光客を意識した商品を開発し、新たなラインナップに加わりました。

新登場の「あんバターライト」は、新倉さんが修行時代に大好きだったお菓子「ソフトバター」をベースに開発されたもの。「江ノコロ」も、腰越の電車通りを盛り上げたいという8代目の思いが込められた新商品。抹茶和

盆と和三盆の素朴な味わいを生かした味わい深いクッキーです。パッケージが可愛く、お土産にもぴったり。

何よりの強みが「自家製あん」。多くの和菓子店が製餡所(あんこ屋)から餡を仕入れる中、「上州屋」さんは、北海道から豆を仕入れ、店内奥の工房で、あんを炊き上げ、外注では出せない独自の味を守り続けています。

「2年後に創業200周年という節目を迎えますので、地域活性化への貢献と伝統の革新を目指し、これからもお客様に喜んでいただける商品を作り続けてまいります」と意欲を見せる8代目、新倉店主。

店内には、串だんごや豆大福・すあまなどの生菓子、最中や栗饅頭・どら焼き、季節の御菓子や洋菓子に近い商品も並びますが、ほかに、御赤飯・紅白饅頭(青白饅頭)・のし餅・お誕生餅も提供しています。バラエティに富んだ品揃えが魅力の上州屋さん。取材中も、地元の常連客や観光客が次々に訪れていました。



保存料は一切
使用していない手作りです。
ご自宅用・進物用に
ぜひお買い求めください。
お待ちしております!!



▶日蓮上人龍口法難の故事にならった「難除けぼたもち」。求肥餅を漉し餡で包んだ一口サイズ。

◀和洋折衷のお菓子「あんバターライト」。



上州屋

藤沢市片瀬海岸 1-5-3
TEL 0466-22-4055
公式 SNS Instagram
江ノ電 江ノ島駅 徒歩 3分、
湘南モノレール 湘南江の島駅 徒歩 3分
営業時間 9:30 ~ 18:00 定休日 水曜
<https://jyoushuuya.wixsite.com/wagashi>



令和8年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和8年度上期(令和8年4月1日～令和8年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。
 また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。
 尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
 ※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和8年5月15日(金)

口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

会報誌面広告掲載並びにチラシ広告同封サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)発行しており、会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告同封サービスを行っています。企業PRや各種イベント・セミナー案内等、販売促進に是非ご活用ください。

●会報誌面広告の掲載は

- カラー全面(裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面(中頁) → **20,000円**
- カラー半面(中頁) → **10,000円**
- カラー1/3面(中頁) → **5,000円**
- カラー1/4面(中頁) → **3,000円**

金額はすべて税込み。完全版下原稿でご入稿ください。

●チラシ広告同封サービスは、

A4サイズ1枚10円(税込)

※同封枚数分を藤沢法人会にお持ち込みください。
 ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも可能ですが、指定がない場合は全域(約3200件)となります。

会報誌面広告とチラシ広告同封サービスの申込等に関するお問い合わせは事務局木村まで。

電話 0466 (22) 6444

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
 心臓血管外科 部長
 服部 滋



実は身近にある「心臓外科の病気」

心臓外科で手術を受ける患者さんというと、「胸が痛くて叫んでいる」、「息が苦しくてゼエゼエ言っている」そんなイメージがもしもありません。そのような方もおりますが、症状が軽い方や、ほとんど症状がない方でも心臓大動脈手術が必要な方がいらっしゃいます。

さらに「こんな身近な症状が、心臓大動脈の病気が原因だったの?」と思うようなことから診断がつき、手術へつながることがあります。

早期に病気を見つけることは、心臓大動脈手術を安全に終わらせる「第一歩」です。

心臓外科の病気は、よくある病気から他診療科の検査で偶然見つかることが多くあります。

●咳・息切れ

→喘息かな?と内科を受診したら、「心臓弁膜症」だった。

●発熱と貧血

→精査をしたら、「感染性心内膜炎」が原因だった。

●糖尿病、高血圧の方

→久しぶりに全身の検査をしたら、「冠動脈の狭窄」が見つかった。

●腰痛

→急に腰が痛くなり整形外科を受診したら、「大動脈解離」が見つかった。

●脳梗塞

→原因を調べたら、「不整脈」があり、心臓の中に血栓が見つかった。

●声のかすれ

→耳鼻科で相談したら、胸の「大動脈瘤」が神経を圧迫していた。

など



当院は湘南エリアの中核病院として、大動脈疾患・弁膜症・冠動脈疾患など、あらゆる領域で安全かつ確実な手術を目標に日々診療を行っています。

もし気になる症状があるときは、まずはかかりつけ医の先生に相談しましょう。必要に応じて、心臓血管外科にご紹介いただき診療を行います。

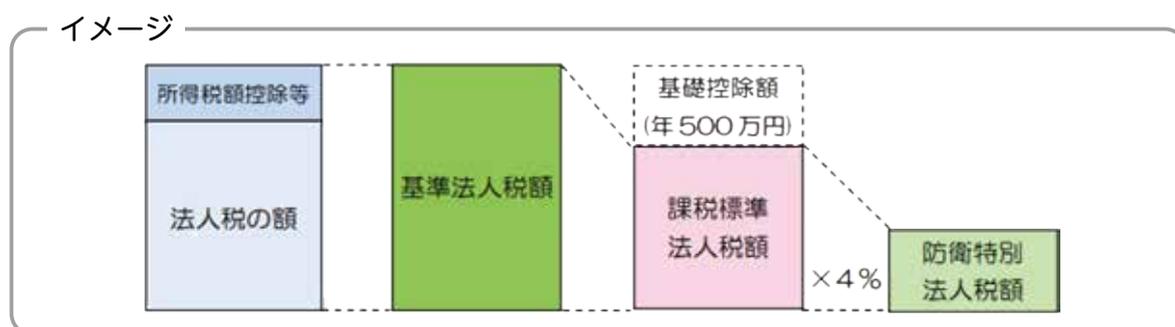
防衛特別法人税が始まります

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防衛法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。

防衛特別法人税額が0であっても申告は必要となります。防衛特別法人税の申告書の導入に伴い、法人税及び地方法人税の申告書の様式が改訂されておりますので、対応する様式をご利用ください。

○ 防衛特別法人税の概要

令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。



○ 留意事項

(1) 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています。

(2) 課税事業年度

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています。

(3) 基準法人税額

防衛特別法人税の基準法人税額は、内国法人の場合、その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額とされています。

(4) 課税標準

防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、内国法人の場合、次の金額となります。

一般的な中小法人…各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額

（注1）基礎控除額は、年500万円とされていますが、課税事業年度が1年に満たない法人は、「500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数（1月未満の端数は切り上げます。）を乗じて計算した金額」となります。

(注2) 留保金課税の適用される特定同族会社の場合は、課税標準が異なりますので国税庁HPをご確認ください。

(5) 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額となります。なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、法人税の額及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除の適用を受けることができます。

○ 申告について

確定申告

防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。所得金額が欠損等の理由により基準法人税額が0となる場合や基礎控除額（年500万円）の控除により課税標準法人税額が0となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要があります。

「別表一次葉一」の「課税標準法人税額の計算」及び「防衛特別法人税額の計算」の各欄を記載し、同表の「防衛特別法人税額」及び「防衛特別法人税額計」の各欄に「0」と記載して提出してください。別表一が防衛特別法人税に対応している様式であることをご確認ください。

(注) 令和8年3月31日以前に開始した事業年度については、防衛特別法人税の確定申告は不要ですので、法人税及び地方法人税の申告書を提出する際は、「別表一次葉一」は記載しないでご提出ください。

中間申告

令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税についても中間申告書を提出する必要があります。



法人会の事業

12/16火 参加人数15名

寒川支部ゴルフ大会 (清川カントリー倶楽部)



- 1位 清水 功氏 〈東和運輸株〉
- 2位 金子一茂氏 〈株金子建材土木〉
- 3位 中村光良氏 〈有中村工務店〉



1/30金 参加人数35名

青年部会主催セミナー&異業種交流会



青年部会が主催するセミナーと異業種交流会が藤沢商工会館ミナパークで開催しました。今回の講師は青年部会員で、弁護士法人KTG湘南法律事務所の山口裕哉氏（マネージングパートナー弁護士）をお招きし、「知らなかった」「冗談のつもり」ではすまされないハラスメントセミナー」と題するセミナーを行いました。

セミナー終了後の異業種交流会は、青年部会の活動内容や参加者の自社PRを行い、青年部会員として新しい仲間が増えました。

2/5土 参加人数41名

女性部会新年賀詞交歓会



女性部会の新年賀詞交換会が湘南鎌倉クリスタルホテルで開催しました。今回のアトラクションは講談師の日向ひまわりさんをお招きし、『野狐三次の木っ端売り』と『木村長門守の堪忍袋』の二席を拝聴しました。

懇談会では講談を終えた日向ひまわりさんにもご参加いただき、抽選会や、湘南せんべい製造元の三河屋の様々なお煎餅を用意し、掘み取りなど賑やかに行いました。



2/9月 参加人数36名

茅ヶ崎三支部会員交流会



茅ヶ崎三支部の会員交流会は令和7年7月7日にオープンした「道の駅 湘南ちがさき」の多目的スペースで開催しました。お食事等は2Fフードコート「田中水産ゆうまん丸」、「茅ヶ崎なんどき牧場」、「ニコとモク」の3店舗から手配をしました。交流会では新入会員の自社PRや情報交換等を行いました。

2/13金 参加人数21名

藤沢南支部モルック体験



藤沢南支部の交流会は趣向を変え、湘南藤沢モルック協会にご指導等ご協力いただきながらフィンランド発祥のスポーツで、老若男女、障害の有無に関わらず誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツとして注目されているモルックの競技体験を行いました。

第53回税務教室【全5回シリーズ】 (藤沢法人会館)

- 1/15木 参加人数18名
第1回 別表四・五表(概要) / 租税公課
- 1/22木 参加人数19名
第2回 減価償却
- 1/29木 参加人数18名
第3回 給与 / 保険料
- 2/4水 参加人数11名
第4回 交際費 / 寄付金 / その他の経費
- 2/12木 参加人数18名
第5回 消費税の概要

青年部会租税教室

11/7金 茅ヶ崎市立小和田小学校 6年生 5クラス 150名



2/6金 茅ヶ崎市立汐見台小学校 6年生 2クラス 50名



青年部会と女性部会では藤沢税務署管内の小学校を対象に租税教室を開催しています。今回は茅ヶ崎市の小学校2校で、税金の使われ方等、税についての授業を行いました。



神奈川県

KANAGAWA

エルタックス
eLTAX

エルタックス

電子納税できます！

法人県民税・
事業税の納付に
4社に1社が
使っています

オフィスから

パソコンで

簡単納付

今こそ
電子納税に
チャレンジ！

利用者の声

eLTAX(エルタックス)を使えば地方税を
オフィスや自宅でラクラク電子納税！

複数の自治体にも一括で納税できます。

事前に納税予約も可能です。
スキマ時間を有効活用♪

雨の日に銀行に
行かなくて
よくなりました。

資金のある日に
納税予約が
できるので便利！

意外と
簡単でした。



神奈川県総務局財政部税務指導課 納税グループ



選べる 3 つの納付方法

① ダイレクト納付(口座振替)

手数料
無料

納付方法 あらかじめ登録した口座から口座引落としにより納付する方法です。

こんな方にオススメ 個人住民税(特別徴収分)など納付の機会が多い方、
ご自身で振替日を指定したい方 ※ 口座振替のための手数料は必要ありません。

② インターネットバンキング

今すぐ
納付可能

納付方法 eLTAXで、インターネットバンキング口座から納付する方法です。

こんな方にオススメ 普段からインターネットバンキングにより決済する機会が多い方
※ 契約内容により手数料が必要になる場合があります。

③ クレジットカード納付

納付方法 eLTAXで、クレジットカードにより納付する方法です。

こんな方にオススメ 時間を気にせず納付したい方
※ 納付額に応じてシステム利用料がかかります。

具体的な使用方法・マニュアル ▶



ダイレクト納付



動画コーナー



納付の手順



よくあるご質問

「給料を上げない賃上げ」— 非課税枠拡大でできる人件費戦略

令和8年度では、決定したものや予定されているものも含め、従業員に対する食事補助やマイカー通勤手当等の「現物給与・通勤手当」の非課税枠が拡大し、賃上げ以外の手段で手取りを増やせる余地が広がります。

食事補助

食事補助については、会社が従業員に提供する食事（現物支給）の会社負担分の非課税限度額が、月3,500円から月7,500円へとほぼ倍増します。また、深夜勤務者に現金で支給する夜食代の非課税限度額も、1食300円から650円に引き上げられ、深夜シフト従業員への手当を非課税で手厚くしやすくなります。

通勤手当

マイカー通勤手当では、距離区分の見直しと非課税限度額の引上げに加え、駐車場代について月5,000円を上限とする非課税枠が新設される方向で整理されており、郊外勤務者などの負担軽減策として使いやすい仕組みになります。これらにより、従来なら給与課税されていた部分を非課税枠内に収めることで、従業員の可処分所得を増やす「実質賃上げ」のツールとして活用しやすくなります。

制度設計上の留意点

まず、食事補助については「従業員が食事代の50%以上を自己負担していること」「役員だけ優遇しないこと」といった従来からの非課税要件自体は維持される見込みであり、単に上限額だけ引き上がる構造である点に注意が必要です。社食・弁当・チケット等、どの形態で提供するかにより実務処理が異なるため、就業規則や福利厚生規程に位置付けを明記し、給与と福利厚生の線引きを明確にしておくことが重要です。マイカー通勤手当では、「実費精算」ではなく「片道距離×国税庁通達の距離区分」に基づく非課税限度額である点が変わらないため、距離の把握・申告手を整備し、距離区分表と給与システムの非課税判定ロジックを改定しておく必要があります。駐車場代の非課税枠についても、月5,000円を超える部分は課税対象となるため、支給額の設定を「非課税枠+課税部分」にきちんと分けて設計しないと、源泉所得税・年末調整で齟齬が生じます。さらに、非課税枠の拡大は社会保険料の算定には反映されない一方で、制度の組み方によっては「現金給与を抑えて手当に振り替える」印象を従業員に与えるリスクもあるため、賃上げ方針との関係や説明の仕方を含め、労使コミュニケーションも積極的に行ってください。

第 64 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢



令和 8 年 労働保険・社会保険関連の法改正情報の概要

令和 8 年も多くの法改正が予定されています。施行または施行予定の労働保険・社会保険関連の法改正情報（令和 8 年 1 月 20 日現在）を、月を追って見ていきたいと思ひます。

〔4 月施行〕高年齢労働者の労災防止措置が努力義務に【労働安全衛生法】

高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を全ての事業者の努力義務とし、国は当該措置に関する指針を公表するとされています。指針は本稿入稿時には示されていませんが、厚生労働省が策定した「エイジフレンドリーガイドライン」では、事業場の実情に応じて実施可能なものに取り組むことを求めています。以下は主な取り組み例です。

- 安全衛生管理体制の確立等： 経営トップによる方針表明と体制整備、リスクアセスメントの実施
- 職場環境の改善： 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード・ソフト面の対策）
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握： 健康状況・体力の状況の把握およびその情報の取扱い
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応： 高年齢労働者の状況に応じた措置・業務の提供
- 安全衛生教育： 高年齢労働者に対する教育、管理監督者等に対する教育

〔4 月施行〕在職老齢年金の見直し【年金制度改正法】

現行の基準額 50 万円 / 月額から 62 万円 / 月額へ引き上げられます。

〔4 月施行〕子ども・子育て支援金の徴収開始【子ども・子育て支援法】

少子化対策の財源を確保するため社会全体で子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金制度」が創設され、**本年 4 月分の保険料（5 月納付分）から、健康保険料・介護保険料と併せて支援金の徴収が始まります。**

R 8 年度の支援金額は標準報酬月額 × 0.00115 です。

〔7 月施行〕障害者法定雇用率が 2.7% に引き上げ【障害者雇用促進法】

民間企業の法定雇用率が本年 7 月 1 日から、**現行の 2.5% から 2.7% に引き上げられ、これに伴い対象事業主の範囲も 40 人以上から 37.5 人へ拡大します。**

〔10 月施行予定〕カスタマーハラスメント等対策が義務化へ【労働施策総合推進法等】

カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

追加情報：令和 8 年に見送られた労働基準法改正案と今後の見通しについて【労働基準法】

令和 7 年 1 月 21 日、労働政策審議会（第 193 回 労働政策審議会労働条件分科会）において、労働基準法改正の議論の柱となる「労働基準関係法制研究会報告書」が示されました。この報告書は、今後の労働基準法制の将来像について抜本的な検討を行うものとして位置づけられており、当初の予定では本報告書を踏まえてさらに議論を重ね、令和 7 年中に論点をとりまとめ、令和 8 年の通常国会に改正法案を提出する予定でした。報告書では、法改正そのものに加え、新たなガイドラインの整備も含め、企業の労務管理実務に大きな影響を与える論点が幅広く整理されています。

しかし、令和 7 年 11 月に発足した日本成長戦略会議で、労働時間規制の緩和が新たな検討課題とされたため、労働基準法改正法案の提出は見送られました。

見送られた労働基準法改正法案では次の項目の見直しや制度整備が検討されていました。

- 法定休日の特定： 法定休日をあらかじめ明確に定めることを求める改正
- 連続勤務の規制： 14 日以上連続勤務を禁止し、最大 13 日間に制限する改正
- 勤務間インターバル： 勤務と勤務の間に 11 時間の休息確保を義務化する改正
- つながらない権利： 勤務時間外の連絡ルールを労使間で定めるためのガイドラインの整備
- 年次有給休暇の賃金の算定方法： 年次有給休暇中の賃金の算定方法を見直す改正
- 副業・兼業の場合の割増賃金： 副業・兼業時の割増賃金の計算を見直す改正
- 過半数代表の選出手続きの見直し： 定義と選出手続きを整備
- 企業による労働時間の情報開示： 労働時間に関する情報開示を促進する改正
- フレックスタイム制の改善： 多様な働き方に対応するための、フレックスタイムの改善
- テレワーク時のみなし労働時間制： テレワークにおける労働時間管理の選択肢を広げる改正
- 週 44 時間の特例措置の撤廃： 法定労働時間をすべての事業場で週 40 時間とする改正
- 管理監督者等の見直し： 労働安全衛生法の他に労働基準法上の対応を含めた見直しを検討

労働基準法改正に加え新たなガイドラインの整備等も含め、企業の労務管理に影響を与える項目が幅広く述べられています。労働基準法改正法案の今後については未定ですが、どのようになるか注目していきたいと思ひます。

<参考資料> 厚生労働省、こども家庭庁ホームページ



春の美食コース

料金 16,500 円 (税込・サ別)
期間 3月13日(金)～4月19日(日)
二日前迄のご予約制

* 同一グループで他のコースとの混合、食材・ソース等の変更はできませんので、ご了承ください



桜花会席

料金 16,500 円 (税込・サ別)
期間 3月16日(月)～4月19日(日)



イメージ写真



☎ 0466-35-8111

藤沢市城南 2-9-13
<http://www.kuruma-ya.co.jp>

ご利用期間 2026年3月1日(日)～8月31日(月)

特典 【法人会 会員優待カード】ご提示で、ご飲食代5%割引

* 【法人会 会員優待カード】ご利用とご予約ください。

* 上記以外のお料理にもご利用いただけます。

* 他の割引特典、特別プランとの併用はできません。